## 就労許可に関する新しい規定(大統領規程2018年第20号)

今年の3月29日に外国人就労者の雇用に関し、大統領規程2018年第20号が発布されました。同令39項には「この大統領規程は公布の日から3ヵ月後(6月29日)に発効する」と記載されています。今回は3月に公布された大統領規程に記載された変更点、7月に同大統領規程の細則として発表された労働大臣規程2018年第10号の記載内容、同大統領規程の発効とされた3ヵ月後の現場状況についてレポートします。

## 【大統領規程 2018 年第 20 号の要点】

外国人(日本人含)がインドネシア国内で就労許可を取得するための手順は、過去のレポートで取り上げていますが、20号で定められた大きな変更点は以下になります。

- 1. 外国人就労者が取得していた IMTA (就労許可) が廃止される
- 2. IMTA については RPTKA (外国人雇用計画書) で代替とする
- 3. ITAS (暫定居住許可) はインドネシア入国後の付与から、在外公館での就労ビザ (C312) 申請と同時に申請を行い現地入国時に入国管理所で発行される
- 4. ITAS は最長2年間付与される
- 5. RPTKA については申請から2日以内に承認を行う
- 6. 株主が取締役やコミサリス(監査役)である場合、RPTKAの申請は不要となる
- 7. 雇用主は採用する外国人就労者へのインドネシア語の教育支援を義務化する
- 8. 緊急時対応の就労を認める(現地就労後、2日以内に RPTKA を申請すれば認められる)
- 9. 就労する期間が6ヶ月を超える場合、BPJS(社会保障制度)及び民間保険会社の保険加入が必要となる

主に、手続きの簡略化と申請から発効までの時間短縮が中心となっています。また、2013年に話題となった「インドネシア語でのコミュニケーション」についても記載されています。今回の大統領規程の中には詳細は記載されていませんが、再びインドネシア語についての内容が含まれたことは気になる部分です。

# 【労働大臣規程 2018 年第 10 号の要点】

大統領規程 2018 年第 20 号に関する細則のような位置付けとなります。 ここでは、ポイントになりそうな部分について取り上げます。

- 1. IMTA 廃止に伴う RPTKA の代替は大統領規程の通り。ただし、RPTKA 承認後に別途、通知書 (Notifikasi) の申請と受取が必要となる
- 2. RPTKA 申請先は雇用する外国人の人数により異なる(50 名超は総局長申請/50 名以下は局長申請)
- 3. 就労者は5年以上の職務経験が必要であり、インドネシア人職員(Pendamping)への技術移転を行うこと
- 4. 就労する期間が6ヶ月を超える場合、納税者番号(NPWP)の保有が必要となる

- 5. 就労する期間が6ヶ月未満の場合、インドネシア法人格の保険会社の保険加入が義務となる
- 6. 就労する期間が6ヶ月を超える場合、BPJSの加入が義務となる
- 7. 緊急時対応の就労期間は1ヶ月以内とし、延長は認められない
- 8. インドネシア語の修得支援として、社内実施もしくは外部施設との提携も可能となる

### 【現場状況】

3月の大統領規程では3ヶ月以内の発効、7月の労働大臣規程は即日発効との内容で公表されましたが、実手続の現場では、上記規程が反映されていないようです。確認したところ、8月1日に労働省から 0SS(オンライン・シングル・サブミッション/統合許認可制度)とイミグレーションとのオンラインシステムが不安定なことから、旧手続方法で 10月 31日までは申請処理される旨の発表がありました。また、在日本インドネシア大使館にも就労ビザ (C312) 取得と同時に ITAS の申請を行う状況下になっているか確認したところ、これまでのルールに基づき書類含め手続きが行えているとの回答がありました。ただし、既に申請はオンライン化されているため、急なシフトチェンジも十分に考えられます。

これから渡航を予定されている方や、既に現地で就労し延長のタイミングとなっている 方については常に最新情報を確認していただき、適宜手続きを進められることをお勧めい たします。

#### ★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (PT. JC内) 概要★

所在地: Rukan Tanjung Mas Raya Blok B-1 No. 29

Jl. Raya Lenteng Agung, Tanjung Barat, Jagakarsa,

Jakarta Selatan 12530 INDONESIA

デスク担当者: PT. JC 武井 和宏 (たけい かずひろ)

対象エリア:インドネシア全域

- ※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています(岡山県から公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会に業務を委託)。ご利用に当たっては、「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、岡山県産業企画課マーケティング推進室(電話 086-226-7365)までご相談ください。
- ※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。